政　令

健康・医療戦略推進法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百四号

健康・医療戦略推進法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

健康・医療戦略推進法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十六年六月十日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

健康・医療戦略推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百五号

健康・医療戦略推進本部令

内閣は、健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門調査会）

第一条　健康・医療戦略推進本部（次条において「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2　専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門調査会の委員は、非常勤とする。

4　専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

（本部の運営）

第二条　この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、健康・医療戦略推進本部長が本部に諮って定める。

附　則

この政令は、健康・医療戦略推進法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年六月十日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

府令・省令

○内閣府令・法務省令第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行に伴い、社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
法務大臣　谷垣　禎一

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令・法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十一条」を「―第六十二条」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（特定個人情報の提供）

第六十二条　振替機関又は口座管理機関は、株式の振替を行うための口座を開設した場合その他の特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下この条において同じ。）の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合には、当該振替機関又は当該口座管理機関の上位機関である振替機関の業務規程（これらの振替機関が法第九条第一項ただし書の承認を受けた業務を営む場合には、当該業務の運営に関する規則を含む。）の定めるところにより、社債等の発行者（これに準ずる者として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十四条各号に掲げる者を含む。）又は他の振替機関等に対し、当該振替機関又は当該口座管理機関の加入者の特定個人情報（金融庁長官が定めるものに限る。）を提供するものとする。

附　則

この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。